

一般社団法人免疫療法臨床研究会
定 款

平成28年12月 5日 作成

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人免疫療法臨床研究会と称し、英文では、The Society of Clinical Immuno-Therapy for Allergic Rhinitis と表示する。

(主たる事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区に置く。

(目的)

第3条 当法人は安全な免疫療法の普及を通して我が国の医学医療の発展に寄与することを目的とし、その目的に資するために、次の事業を行う。

- (1) 免疫療法の普及
- (2) 免疫療法の検証と提言
- (3) 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第2章 社員

(入社)

第5条 当法人の目的に賛同し、入社した者を社員とする。

(社員の資格喪失)

第6条 社員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、もしくは失踪宣言を受け、又は解散したとき
- (4) 除名されたとき
- (5) 総社員の同意があったとき

(退社)

第7条 社員はいつでも退社することができる。

第3章 社員総会

(社員総会)

第8条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会とし、定時社員総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に開催し、臨時社員総会は必要に応じて開催する。

(開催地)

第9条 社員総会は、主たる事務所の所在地において開催する。

(招集)

第10条 社員総会の招集は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

2 社員総会を招集するには、社員総会の日の1週間前までに、社員に対してその通知を発しなければならない。ただし、招集通知は、書面であることを要しない。

(決議の方法)

第11条 社員総会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席社員の議決権の過半数を持ってこれを行う。

(議長)

第12条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故があるときは、当該社員総会で議長を選出する。

2 議事録を作成する。

第4章 役員

(員数)

第13条 当法人に次の役員を置く。

- (1) 理事7名以上9名以内
- (2) 監事2名

(選任等)

第14条 理事及び監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

2 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関

係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。

- 3 他の同一の団体（公益法人を覗く）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

（任期）

第15条 理事の任期は、選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 監事の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事及び監事は、辞任又は任期終了後において、定員を欠くに至った場合には、新たに選任された者が就任するまでは、その職務を行う権利義務を有する。

（代表理事）

第16条 当法人は代表理事1名を置き、理事会の決議により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。
- 3 副代表理事をおき、代表理事が理事の中から指名する。

（監事の職務権限）

第17条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

（役員報酬）

第18条 役員報酬等は、社員総会の決議をもって定める。

第5章 理事会

（構成）

第19条 この法人に理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成され、議長は代表理事があたる。
- 3 理事会の議長は、必要と認めるときは、役員以外の者を理事会に出席させることができる。

(権 限)

第 20 条 理事会は、次の各号に掲げる職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事の選定及び解職
- (4) その他法令又は定款、細則で定められた事項

(招 集)

第 21 条 理事会は代表理事が招集する。ただし、代表理事以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって代表理事に招集の請求があったときは、その請求のあった日から 5 日以内に招集の通知を發した上、7 日以内に臨時理事会を招集しなければならない。

2 代表理事が欠けたとき、又は、事故があったときは、各理事が理事会を招集する。

(決 議)

第 22 条 理事会は、議決に加わることができる理事の 3 分の 2 以上の出席により成立する。なお、委任による出席は認められない。

2 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数でこれを決す。ただし、可否同数の場合を含めて各理事の議決権は 1 個とする。

3 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について決議に加わることのできる理事の全員が、書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第 23 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 当該理事会に出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に署名押印若しくは記名押印する。

第 6 章 基金

(基金の拠出)

第 24 条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第 131 条に規定する基金の供

出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第 25 条 基金の募集、割当て及び払い込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の供出者の権利)

第 26 条 供出された基金は、基金供出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還の手続)

第 27 条 基金の供出者に対する返還は、返還する基金の総額について定時社員総会における決議を経た後、理事が決定したところに従って行なう。

第 6 章 計算

(事業年度)

第 28 条 当法人の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までの年 1 期とする。

(事業計画及び収支予算)

第 29 条 当法人の事業計画及び収支予算については、毎事業年度開始日の前日までに代表理事が作成し、直近の社員総会において承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、やむ得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、社員総会の議決に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入支出することができる。

(事業報告及び決算)

第 30 条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類については、その内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については、承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表

(4) 損益計算書（正味財産増減計算書）

(5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書

（剰余金の分配の禁止）

第 31 条 当法人の剰余金は、これを一切分配してはならない。

（残余財産の帰属）

第 32 条 この法人の清算に伴う残余財産は社員総会決議を経て、この法人と類似の目的を有する公益財団法人の認定等に関する法律第 5 条第 17 号に掲げる法人又は国、若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第 7 章 附則

（最初の事業年度）

第 33 条 当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から平成 29 年 9 月 30 日までとする。

（設立時の理事、代表理事、監事）

第 34 条 当法人の設立時理事及び代表理事並びに設立時監事は、次の通りとする。

設立時理事 西間 三馨

岡本 美孝

永田 眞

下条 直樹

竹中 洋

黒野 祐一

川内 秀之

大久保 公裕

増山 敬祐

（住所）

設立代表理事 竹中 洋

設立時監事 大川 雅司：公認会計士

藤枝 重治

（設立時の社員の氏名又は名称及び住所）

第 35 条 当法人の設立時の社員の氏名又は名称及び住所は、次の通りである。

(住所)

設立時社員 西間 三馨

(住所)

設立時社員 岡本 美孝

(住所)

設立時社員 永田 眞

(住所)

設立時社員 下条 直樹

(住所)

設立時社員 竹中 洋

(住所)

設立時社員 黒野 祐一

(住所)

設立時社員 川内 秀之

(住所)

設立時社員 大久保 公裕

(住所)

設立時社員 増山 敬祐

(住所)

設立時社員 大川 雅司

(住所)

設立時社員 藤枝 重治